

市民特別相談（無料相談）のご案内

○ 相談会場 市役所 本庁舎1階 市民相談室（予約先 市民部 くらし安心課 市民相談担当）
電話 21-3136

相談項目	相談日・時間	相談員	おもな相談内容
法律	毎週水，金曜日 (13:00～15:00)	函館弁護士会	金銭の貸借・契約上のトラブル等， 相続・離婚問題・その他民事問題 (交通事故，事業経営に関する相談を除く)
登記全般	第2，3，4木曜日 (13:00～15:00)	函館司法書士会	相続・贈与の手続き， 不動産等の登記・供託の手続き等
くらしの 法律手続	第1火曜日 (13:00～15:00)	北海道行政書士会 函館支部	契約書・相続等に関する書類の作成方法， 官公署等に提出する申請書の作成方法
土地・家屋	※1月～6月 第2，4木曜日 ※7月～12月 第2木曜日 (10:00～12:00)	不動産鑑定士	土地・建物等の価格， 賃貸借料・権利金・明渡し等の 賃貸借契約問題
困りごと 心配ごと	第1，3火曜日 (9:30～11:30)	函館人権擁護 委員協議会	夫婦や親子関係のもめごと， 職場や学校でのいじめ，家庭内暴力， 隣近所のいやがらせ，不当な差別等

○ 相談会場 亀田支所1階 市民相談室（予約先 亀田支所 管理担当）
電話 45-5581

法律	第1，3火曜日 (13:00～15:00) (4月のみ第2，3火曜日)	函館弁護士会	金銭の貸借・契約上のトラブル等， 相続・離婚問題・その他民事問題 (交通事故，事業経営に関する相談を除く)
----	---	--------	---

- ※ お申込は，電話または来庁による**事前予約**が必要です。各相談，**同一案件につき1回限り**の相談です。
- ※ 相談時間は，法律相談は**20分(定員6名)**，その他の相談は**30分(定員4名)**です。(相談無料・秘密厳守)
(相談時間を有効に活用するため，事前に相談内容の聞き取りをいたします)
- ※ 相談は，相談員との面接により行いますので，手紙・電話・メールなどでの相談はお受けしていません。
- ※ 相談の目的は悩みごと等に対する専門家による助言であり，**問題の解決については相談者ご本人の対応となります。**

○ 他の関係機関の主な相談窓口（詳細につきましては各相談窓口へ直接お問い合わせください）

相談	主催	相談日・時間	電話
法律相談	法テラス函館	毎週火曜日 13:00～16:00 事前電話予約制	0570-078390
法律相談	函館弁護士会	毎週月，木曜日 13:00～16:00 (予約制) 第2，4水曜日(夜間)17:30～19:30 30分 5千円 ※相続，労働問題(労働者側)についての相談料は無料	41-0232
法律相談	連合北海道函館地区連合会	第1，2，3，4火曜日 第1，3火曜日17:20～19:00，第2，4火曜日13:00～15:00	22-5723
交通事故相談	日弁連交通事故相談センター	毎週木曜日 予約制 10:00～12:30 函館弁護士会館	41-0232
消費者相談	函館市消費生活センター	9:00～16:00 (土曜日・日曜日・祝日を除く) 亀田支所1階	83-7441
登記等相談	函館司法書士会	毎週火曜日 予約制 10:00～16:00	27-2345
公正証書相談	函館公証人合同役場	毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00	22-5661